

定例研究報告会

前号所載以降の定例研究報告会における報告者  
および報告題名は左のとおり。

二月一九日

利根川開発資料人口図について

浜 技 官

三月二日

一水田單作村の人口誌的觀察

本多 技 官

三月一二日

史的唯物論と人口問題

本多 技 官

三月一九日

家族制度と人口現象

中島 技 官

四月二日

農耕者の出産力に関する統計的觀察

岡崎 技 官

なお昭和二五年末渡米し米国における人口問題  
および人口研究の状況を觀察して二六年三月末婦  
朝した館総務部長は四月九日より毎週定例研究報  
告会において十数回にわたり婦朝報告を行った。

財団法人人口問題研究会の

再発足

昭和恐慌下わが国人口問題の強く朝野の関心を  
ひくに到つた世情に対処し昭和八年一〇月設立を

また財団法人人口問題研究会は、その後の世情の  
幾変遷の中につづいて今日に到つていたが、今次  
戦後の新情勢に対処しその活動を一そう強化する  
ため昭和二五年以来会の組織および役員を整備拡  
充を図つていたが、昭和二六年四月二三日厚生大  
臣室において評議員総会を開き、新役員を選出  
し、その運営方針等を明らかにした。同会の建  
議による「人口問題に関する国立常設機関設置の  
件」はすでに現在の厚生省人口問題研究所として  
実現されているので、調査研究の仕事は専ら研究  
所に一任し、同会としてはその調査研究成果の  
施策化、人口問題の啓蒙とくに産兒制限思想の普  
及などにその仕事を集中することとなつた。  
右総会において決定した定款、役員氏名、事業  
計画等を掲ぐれば以下のとおりである。

財団法人人口問題研究会寄附行為

昭和十五年四月一日第四章改正  
昭和十六年八月一日第三章第五節改正  
昭和二十六年三月二十日改正

第一章 名 称

第一條 本会は、財団法人人口問題研究会と称す  
る。

第二章 目的及事業

第二條 本会は、我國人口問題の解決に資するた  
め、諸般の調査及び研究を行い、且つ、人口問  
題研究諸団体との連絡を図り、併せて人口政策  
の樹立並びに人口問題に関する諸施設の整備並  
びに改善の促進を期することを目的とする。

第三條 本会は、前條の目的を達成するためつぎ  
の事業を行う。

- 一、人口問題に関する調査及び研究
- 二、人口問題に関する資料の蒐集及び整備
- 三、国内人口問題研究諸機関及び研究者との連  
絡提携
- 四、国外人口問題研究諸団体との連絡及び資料  
の交換

第三章 事務所

- 五、調査、研究結果の発表
- 六、政府の諮問に対する答申又は建議
- 七、人口問題に関する啓蒙宣伝に関する事業
- 八、其の他、前條の目的を達するため必要な事  
業

第四章 会 員

第四條 本会は、事務所を東京都港区芝田村町一  
丁目二番地合同ビル内に置く。  
本会は、必要があれば、地方に支部を設けるこ  
とができる。

第五章 会 員

第五條 会員を分けて、特別会員、維持会員、終  
身会員及び通常会員の四種とする。  
特別会員は本会に功勞ある者又は、学識名望あ  
る者を理事会において推薦する。  
維持会員、終身会員及び通常会員は、本会の趣  
旨に賛同し、所定の会費を納入するものとす  
る。

その入会、退会並びに会費の納入に関する規則  
は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第六章 役員職員及顧問

- 第六條 本会に、つぎの役員を置く。  
一、理事 一名  
一、常任理事 一〇名以内

一、理事 三〇名以内

一、監事 二名

一、評議員 若干名

第七條 理事長は、常任理事中より互選によつてこれを定める。

理事長は、本会を代表して会務を統轄する。

理事長が故障あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した常任理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第八條 理事は、評議員会において、評議員の互選によつてこれを定める。

但し、理事の中二名は厚生省官房総務課長及び、厚生省人口問題研究所長の職にある者をもつて、これに當てる。

第九條 常任理事は、理事会の互選によつてこれを定め、会務を分掌する。

第一〇條 監事は、評議員会の議決により、理事長これを委嘱する。

監事は、業務執行及び資産状況を監査する。

第一一條 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第一二條 役員任期は三年とする。但し再任は妨げない。

補欠のため、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第一三條 役員任期満了したときは、後任者が就任するまで前任者が其の職務を行う。

第一四條 本会に過ぎの職員を置き、理事長がこれを任命又は委嘱する。

一、研究員 若干名

一、助手 若干名

二、幹事 若干名

一、書記 若干名

第一五條 研究員は、調査研究に従事する。

助手は、研究員の調査研究を補佐する。

第一六條 幹事は、理事長の指揮をうけて、庶務及び会計を処理する。

書記は、上司の指揮をうけて、庶務及び会計に従事する。

第一七條 人口問題の調査研究並びに研究員の指導のため、主査及び副主査を置く。主査及び副主査は理事及び評議員の中から、理事長がこれを委嘱する。

第一八條 本会に、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

#### 第六章 理事会

第一九條 理事会の議決すべき事項はつぎのとおりとする。

一、評議員会に附議すべき事項

二、人口問題に関する調査研究事項

三、財産の管理及び処分

四、寄附の受諾

五、寄附行為の変更及び規則の制定、変更

六、その他、理事長が必要と認めたる事項

第二〇條 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。

理事三分の一以上から請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

理事長が必要と認めるとき、書面による表決を求め、招集に代えることができる。

第二一條 理事会の議長は、理事長がこれに當る。

第二二條 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつてこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

#### 第七章 評議員会

第二三條 評議員会の議決すべき事項は、つぎのとおりとする。

一、歳入、歳出、予算に関すること。

二、決算及び事業執行状況を報告に関すること。

三、その他、理事長が必要と認めたる事項

第二四條 評議員会は、毎年一回これを招集する。但し、理事長が必要と認めるときは随時にこれを招集することができる。

評議員三分の一以上から請求があつたときは評議員会を招集しなければならない。

第二五條 第二一條及び第二二條の規定は、評議員会にこれを準用する。

#### 第八章 資金及会計

第二六條 本会に基本財産を置く。

基本財産の積立、管理及び処分方法は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

第二七條 本会の会計年度は毎月四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第二八條 本会の経費は、つぎに掲げるものをもつて支弁する。

一、基本財産以外の資産

三、寄附金

四、其の他の収入

第九章 附 則

第二九條 本会の事務執行に關して必要な規則

は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第三〇條 本寄附行為を変更しようとするときは、理事三分の二以上の同意を得なくてはならない。

第三一條 本法人設立当時の理事はつぎのとおりである。

伯爵 柳沢 保惠 男爵 藤村 義朗

永井 亨 那須 皓

山川 端夫 下村 宏

堀切善次郎 河田 烈

長谷川起夫 吉田 茂

富田愛次郎 丹羽 七郎

井上 雅二

財団法人人口問題研究会々員規則

(昭和二十六年三月二十日一部改正)

第一條 本会寄附行然第四章第五條の規定により

特別委員、維持委員、終身委員及び通常委員を置く。

特別委員は、本会に功勞ある者又は、學識名望ある者にして、理事会において推薦したるものとする。維持委員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は、委員の紹介により本会の事務を援助するため、一箇年一口金五千円以上又は一時金一口金三万円を醸出するものとする。通

常委員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は委員の紹介により入会したるものとする。

通常委員は、会費として年額金六百円を毎年三月末日までに納付するものとする。

第二條 委員には、本会発行の図書、定期刊行物

其の他の印刷物を無料又は実費にて頒布する。

第三條 委員の住所、氏名に異動を生じたるときは、直ちに其の旨届出るものとする。

第四條 通常委員が退会しようとするときには、其の旨届出なくてはならない。この場合既に納入した会費は返還しないものとする。

第五條 通常委員が会費の納入を怠つた場合には、會員たることを取消すことあるべきこと。

附 則

本則は昭和二六年三月二〇日より施行する。

財団法人人口問題研究会顧問及び役員名簿 (ABC順)

顧問	問 一万田 尙登 日銀総裁	常任理事	下條 康麿 經 博 (理事長代理)
〃	石川 一郎 経済団体聯合会長	〃	古屋 芳雄 公衆衛生院長
〃	石坂 泰三 東芝社長	〃	北岡 壽逸 南学院大学教授
〃	林 讓二 元厚生大臣	〃	岡崎 文規 人口問題研究所長
〃	林 春雄 医 博	〃	床次 徳二 衆議院議員
〃	黒川 武雄 元厚生大臣	〃	小山 進次郎 厚生省官房総務課長
〃	前田 多門 日本育英会長	〃	館 隆 長 人口問題研究所総務
〃	松岡 駒吉 社会堂顧問	理事	安芸 俊一 資源調査会事務局長
〃	那須 皓 農村更生協会長	〃	渥美 育郎 日伯中央協会副会長
〃	高橋 龍太郎 通商産業大臣	〃	池田 謙藏 朝日信託銀行社長
〃	山川 端夫 法 博	〃	藤田 友作 参議院専門委員
〃	永井 亨 経 博	〃	藤林 敬藏 慶大教授
理事長	永井 亨 経 博	〃	稻葉 秀三 長 国民経済研究協合理事
		〃	波多野 鼎 参議院議員
		〃	加納 久朗 国際文化振興会理事長
		〃	賀川 豊彦 全国農民組合理事長
		〃	小林 中 日本開發銀行總裁
		〃	加藤 シズエ 参議院議員
		〃	葛西 嘉資 元厚生次官
		〃	水島 治夫 九大教授
		〃	美濃口 時次郎 名大教授
		〃	三原 信一 毎日新聞社人口問題調査会事務局長
		〃	森田 優三 總理府統計局長
		〃	岡田 文秀 元厚生次官
		〃	大河内 一男 東大教授
		〃	清水 慎三 日本労働組合総同盟 (交野市)
		〃	曾田 長宗 厚生省統計調査部長
		〃	武井 群嗣 元厚生次官
		〃	戸田 貞三 東大名誉教授
		〃	東畑 精一 東大教授

理事	評議員
寺尾 琢磨 慶大教授	川上 理一 公衆衛生院衛生統計学部
上原 徹三郎 北大名誉教授	河崎 ナツ 長 参議院議員(交渉中)
安井 誠一郎 東京都知事	増田 甲子七 参議院議員
山中 篤太郎 商大教授	南 亮三郎 経博
吉阪 俊蔵 東京商工会議所事務理	松村 勝次郎 財団法人農政調査会理
監事 諸井 貫一 秩父セメント社長	村岡 花子 日本放送協会理事
矢野 一郎 第一生命社長	森山 豊 横濱大教授
評議員 赤木 朝治 社会事業協会副社長	永井 潜 医博
赤松 常子 参議院議員	中川 友長 経博
青柳 一郎 衆議院議員	西野 入 徳 早大教授
天野 景康 医博	西倉 俊一 財団法人人口と産業問
千葉 三郎 衆議院議員	野口 正造 生命保険協会常務理事
土岐 章 発見協合理事	大来 佐武郎 経済安定本部調査課長
飯塚 浩二 東大教授	小田橋 貞壽 参議院専門委員
井上 たつえ 参議院議員	小田内 通敏 国立音楽大学教授
今村 讓 厚生省官房総務課	小倉 武一 農林省農業改良局長
福田 邦三 医博	佐成 篤三郎 日本防貧協合理事長
福田 昌子 衆議院議員	斎藤 邦吉 労働省職業安定局長
林 惠海 京大教授	瀬木 三雄 北大教授
長谷部 晋人 北大名誉教授	高田 保馬 文博
本庄 榮次郎 経博	高岡 熊雄 法博
本多 龍雄 人口問題研究所調査部	谷口 彌三郎 日本医師会長
久慈 直太郎 日赤産院長	暁 岐義等 医博
小山 栄三 世論調査所長	津田 正夫 新聞協会事務局長(交
小林 珍雄 上智大教授	渡辺 定 医博
小坂 寛兄 外務省管理局調査課	山高 しげり 全国民生委員連盟参
近藤 康男 農博(交渉中)	山口 正義 厚生省公衆衛生局長
勝 俣 稔 結核予防会理事長	吉益 脩夫 医博
木内 信蔵 東大教授	佐倉 重夫 三菱経済研究所長
木原 均 理博	

## 事業概要

### 一、調査研究

内閣における人口問題審議会の建議に基き、その具体的内容の研究を充実するため、本年度の調査研究の主眼を左の二点におく。

#### 1 人口扶養力に関する調査研究

#### 2 人口調整に関する調査研究

### 二、資料の蒐集

人口問題に関する内外の調査資料の蒐集整備を行う。

### 三、国内の連絡

#### 1 同攻者の会合

人口問題関係研究機関及び研究者との連絡提携を図るため、研究者名簿および文献目録を作成し、同攻者の会合を行う。

#### 2 協議会の開催

衆智をあつめて、現下の人口問題の解決を図るために全国および地方において協議会を開催する。特に人口調整に関する諸団体代表者会議を開催し懇談協議する。

### 四、海外との連絡

国際連合、米國、印度その他各國のこの種機関および同攻者と連絡並びに資料の交換を行う。

### 五、公開講演会の開催

人口問題に関する知識の普及並に対策施設の促進を期するため随時中央又は地方において公開講演会を開催する。

### 六、印刷物の発行

#### 1 人口問題資料の刊行

調査研究した結果を印刷発行すると共に會員に配付する。

## 2 機関誌の発行

特別寄稿者および同政研究者一般より研究その他原稿を募集し、印刷刊行する。

## 3 人口問題叢書の発行

人口に関する健全なる思想の普及啓蒙を図るため、人口問題叢書を発行する。既にこれが第一輯として「現下の人口問題」を発行した。

## 七、會員組織の拡大強化

八、その他わが国人口問題の解決に資するため必要事業

### 1 懸賞論文の募集

人口問題に関する研究の促進を図るため、時宜に適應せる論題の下に懸賞論文を募集する。

### 2 資料展覧会、資料の出品、講師の派遣

人口問題に関する一般の啓蒙の目的のため資料展示会、統計展覧会その他各種文化展覧会等の開催せられるに当り資料の出品をなし、講演会には本会より講師を派遣する。

### 3 政府に対する答申及び建議

政府の諮問に應じて答申をなし、あるいは喫緊重要な事項に関し政府に対し建議を行う。又国会に対しても請願を行う。

### 4 その他前記の目的を達するに必要な事業

## 人口問題研究会創立以来の経過及び業績

(昭和二十六年四月二十三日評議員会における水井理事長演説)

本会は、昭和八年十月二十七日の創立にかゝりますが、その創立の由来を申し上げますと、我國の人口問題が始めて政治家の眼前に展開したその時、昭和二年七月七日から同五年三月末まで内閣に組織された人口食糧調査会に胚胎するのであります。即ち、昭和三年二月四日の特別委員会に提出された新渡戸稻造委員の人口研究機関設立に関する議案に端を発するのであります。同案によれば、人口問題の解決に資せんがため常設の調査研究機関を作り、「在ジエネヴの國際人口研究会と連絡を取ることを希望する。たゞ直ちに、これを官設するに就ては、自ら得失があるであらうが、先づ斯道に造詣深きものを會員とする學術研究機関としたらよからう」というのでしたが、翌四年四月十日私の提出した人口研究所設置に関する建議案によりますと、その目的は、人口問題に関する調査研究を行い、政府の諮問に應じ政府に建議すること、その組織は国立又は国庫補助の公益法人とすることとしたのであります。

結局昭和五年三月二十七日可決確定した決議案「人口問題に関する常設調査機関設置に関する件」によりますと、

「我國の人口問題は常時調査研究に従い、其の真相を明らかにし、これに基き、隨時其の対策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、対策施設の基準を誤り、詢に憂うべき事態に陥らんこ

となしとせず、然るに現在の人口食糧問題調査会は、政府の諮問に應じ、政府に建議する外、常時に於て調査研究を行うに適應せざる感あり、加ふるに人口問題は其の性質上、國際見地よりこれを攻究し、國際機関との連絡を図ること亦必要なり、依つて、政府は此際速かに人口問題に関する常設機関として研究所を設置し、並びに諮問機関として委員会を附設せられんことを望む」というに帰着したのであります。

そこで政府は、右決議を尊重し、其の要望に基いて、人口問題研究機関の設置に関する予算案を帝國議會に提出し、昭和六年度予算につき其の協賛を経たのでしたが、内閣更迭等の事情によつて、其の予算を実行する運びに至らなかつたのであります。

しかし、その頃に至つて經濟界の不況は遂年深刻の度を加えて、失業が統出し、失業問題とからんで人口問題の重要性が強調され、一方海外人口發展の地歩を占むることが当面の要務とされて、人口問題の重大性は益々高調されたものですから、昭和七年十一月二十一日内務省発起の下に、人口食糧問題調査会当時の委員であつた官民の有志が合し、人口問題研究会の創立を決議して、その実現に努めた結果、民間有力財團からの出捐もあつて、昭和八年十月二十七日茲に財団法人人口問題研究会の設立を見るに及んだのであります。

爾來、本会は、或は人口問題に関する研究の促進を図るため「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文の募集を行い、或は、「マルサ

ス後百年記念人口問題資料展覧会を開催した、元東京統計協会と共に、日本人口問題研究委員なるものを組織して人口問題国際聯合に加入申込の手続を行い、屢々、人口問題講演会及び同政者会合を開催し、昭和十二年以来は毎年人口問題全国協議会を開催し、又屢々、政府に建議し、諮問に応ずる等、活躍見るべきものがあつたのでありますが就中、全国協議会の如きは各地より数百名の会員が参集して盛況を極めたのであります。その全国協議会が再度に亘つて、人口問題に関する国立常設調査機関設置の建議案を議決し、本会はこれを政府に建議して、その実現に努力した結果、昭和十四年八月二十五日国立の人口問題研究所が設置せられ、爾来本会は同研究所と表裏一体をなして活動し、特に人口問題に関する啓蒙宣伝機関として重要な役割を演じ来つたのであります。

本会創立当初の会長は、人口食糧問題調査会の人口部長に当られた、故伯爵柳沢保恵氏でありまして、同氏は、卒先、本会活動の中心となつて指導の任に当られました。不幸昭和十一年五月二十五日病没されましたので、七月二十八日後任に当時の貴族院副議長たる侯爵佐々木行忠氏を推し、同氏も亦、熱心に本会を主宰されて全務顧に奉つたのであります。昭和二十三年八月八日辞任されて、爾来本会は一時殆んど活動を停止するの已むなきに至つたのであります。之に先だち政府は戦後人口問題の重要性に鑑み、昭和二十一年一月三十日厚生省内に人口問題に関する方面の權威者の参集を求めて、人口問題懇談会を開催した

結果、継続的に委員会を設けて、これを研究するの必要を認め同年五月四日本会に人口政策委員会なるものを組織し、七ヶ月間に亘つて慎重審議を重ねた末、新人口政策基本方針に関する建議案を作成し、同年十一月本会より政府に建議したのであります。

何故に新人口政策と申しましたかと云うに、昭和十六年一月二十二日政府は閣議に於いて「人口政策確立要綱」なるものを決定して我国人口政策に関して指標を與え、これに基いて八月一日厚生省内に人口局を置き、本会も亦右要綱に基いて事業方針を定め、かくて人口問題は人的資源保持涵養の新課題を以つて登場し、非常時國策の根柢に培うこととなつたのであります。終戦後事情は一変して類例なき過剰人口は今や歴然たる事実であると認められ、一方経済再建による人口収容力の拡大強化を期すると共に、他方人口そのものの調整に努め、多産多死の浪費型増殖を少産少死の節約型に改めることこそ文化國家の努力目標でなければならぬとして従来の方針を一変したからなのであります。尋で、政府は驚くべき人口増加の趨勢に鑑みて、昭和二十四年六月十四日内閣人口問題審議会を設置し、同年十一月同審議会は成案を得て政府に建議いたしました。その中に、政府は更に強力な総合的委員会を常設し、問題の解決に資することを切望するといひ、又人口問題に関する行政事務を主管する部局を創設し、人口行政の綜合運営の突を遂げることが望ましいともいつたのであります。

そこで政府即ち厚生省当局は、昨二十五年十月

になつて、本来綜合的常設研究機関である本会の再建を企てられ、時恰も、本会民間側唯一の常務理事であつた私に、その任に当らんことを要望せられましたので、私もその職責上その任を果さんことを決意し、いよいよ再建準備に着手することとなつた次第であります。爾来理事会を開催すること前後四回、第一回は、昨二十五年十二月九日、第二回は、今二十六年一月二十日、第三回は、三月二十日、第四回は四月十八日でありまして、その間、審附行為の改正、評議員の推薦、顧問及び監事の委嘱、理事長及び常任理事の互選、幹事及び書記の嘱託を行い、既に審附行為改正案は東京都庁を經由して四月十八日厚生大臣の認可を得たのであります。

かくて再建後の本会は規模を拡大して各界、各層の權威者を網羅して一大國民運動を起す方針を定めたのであります。幸に各位の御賛同を得て陣容略ぼ成り、本日評議員会を開会して再出発する運びとなつたのであります。たゞ本会は半官、半民の組織でありますので、事務費その他について多くの便宜を受けては居りませんが、昭和二十四年度限り政府の補助金を打切られ、全く財政的基礎を欠いておられますから、一案は、黒川厚生大臣及び葛西次官、其他関係当局の方々にしほしほ面会して厚生省主管の研究費の配分を願ひ出て、他方は、一方田日銀總裁、小林生命保險協理理事長其他と意見して財政上の援助を乞うたのであります。遺憾ながら未だ具体化するに至らないのであります。

以上本会創立の由来、爾後今日に至るまでの経

過去の概要を報告申上げたのでありますが、将来の事業方針については後刻機会を見て申述べること  
に致したいと存じます。

## 日本人人口白書の発表

財団法人人口問題研究会は改組後の最初の事業として、講和会議全権出發の直前、昭和二六年八月二十九日「日本人人口白書」を発表した。全権団員にその携行を依頼したもので英文タイプ三七頁、日本人人口の現状を世界に訴えることを目的としたものであるが、同時に國民に対する啓蒙をも目的としており、同日邦文文書として各新聞社を通じて発表された。

## 農村人口問題研究会の設立

農林省農業改良局及びその他の各部局、經濟安定本部、総理府統計局、厚生省人口問題研究所、日本農業研究所、毎日新聞人口問題調査会その他官民関係機関の有志は昭和二五年三月以来毎月会合してその研究成果の発表を行つてきたが、昭和二六年四月二十五日新たに東畑精一博士を会長として会を組織し、わが国農村人口問題に関する研究者の協力組織として発足するに至つた。毎月の部内研究発表会と機関誌「農村人口問題研究」の刊行などを中心としている。

## 日本人人口白書

講和会議全権の出發直前に発表された『日本人人口白書』は日本人人口の現状を國の内外に知らせ、わが国人口問題の重大性を訴えたもので、厚生省・人口問題研究所において起草され、財団法人・人口問題研究会によつて公表されたものである。一般の要望に応じこゝに最近の人口統計に関する附録を添えて活版印刷として実費頒布し、同慶の士の便に供されることとなつた。

実費頒布定価 一部四〇円（送料 六円）  
申込送金先

東京都港区芝田村町一、合同ビル  
厚生省人口問題研究所内

財団法人 人口問題研究会  
振替東京九二七三五

### 内容目次

はしがき

一、人口はどのような動きをしているか？

1、戦前戦後における人口増加の概勢

2、戦後における増加人口の分析

3、戦後人口動態の推移

4、将来人口の推計

二、人口はどのようにに扶養せられ、そしてどのようにに再生産されているか？

1、戦後における生活水準の低下

2、産業構造の進化と出生率の低減

3、産業構造の欠陥と過剰人口の再生産

4、将来人口の扶養と安定

三、人口はどのような適応運動をしているか？

1、産兒制限の普及状況

2、合法的墮胎の増加

3、自然死産の増加と非合法的墮胎

わすび

附録——最近の主要人口統計一三表